特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
61	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩国市は、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

山口県岩国市長

公表日

令和8年10月9日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務
②事務の概要	・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき教育・保育給付又は施設等利用給付の支給に必要な認定を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①認定時の世帯状況・世帯市区町村民税額の確認 ②認定後の世帯状況・世帯市区町村民税額の照会 ③副食費の免除対象者決定事務 ④施設等利用給付に関する事務 なお、支給認定の申請及び保育施設等の利用の申込みの受理については、窓口及び郵送による受付のほか、サービス検索・電子申請機能を利用し、オンラインで書類の受入を行う。
③システムの名称	保健福祉総合システム、住記・税システム、サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名
子ども子育て支援情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表127の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第68条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	岩国市福祉部保育幼稚園課
②所属長の役職名	保育幼稚園課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒740-8585　山口県岩国市今津町一丁目14番51号 岩国市 総務部 総務課 TEL：0827-29-5031

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒740-8585　山口県岩国市今津町一丁目14番51号 岩国市 福祉部 保育幼稚園課 TEL：0827-29-5077

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した

適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年9月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年9月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、次の留意事項を厳守している。 ・本人からのマイナンバー取得の徹底（電子申請においては電子署名による本人確認を行う。） ・住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行う。 ・必ず複数人での確認を行う。 人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底し、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 ・LGWAN端末に一時的に保存した電子申請データは業務終了後完全消去する。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行うことや、特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存することを徹底する運用としている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日　時点	平成28年6月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成28年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年3月31日　時点	平成28年6月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成29年6月30日	Ⅰ関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第14号	番号法第19条第7号及び別表第二116の項	事後	
平成29年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日　時点	平成29年6月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成29年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日　時点	平成29年6月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成30年3月30日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長　木原　眞弓	課長　河村　憲二	事前	平成30年４月１日付け人事異動に伴う変更
平成30年6月29日	Ⅱしきい値判断項目 いつ時点の計数か	平成29年6月1日　時点	平成30年6月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成31年3月25日	Ⅰ　関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表第一の94の項	番号法第9条第1項及び別表第一の94の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条	事後	見直しによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月25日	Ⅰ　関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号及び別表第二116の項	番号法第19条第7号及び別表第二第116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2	事後	見直しによる修正
平成31年3月29日	Ⅰ　関連情報 5．評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長　河村　憲二	こども支援課長	事後	様式の変更によるもの
平成31年3月25日	Ⅳ　リスク対策		Ⅳリスク対策の追加記載	事後	様式の変更によるもの
令和1年6月28日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・子ども・子育て支援法に基づき就学前児童の教育・保育給付の支給に必要な認定を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する予定。 ①認定時の世帯状況・世帯市区町村民税額の確認 ②認定後の世帯状況・世帯市区町村民税額の照会	・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき就学前児童の教育・保育給付の支給に必要な認定を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する予定 ①認定時の世帯状況・世帯市区町村民税額の確認 ②認定後の世帯状況・世帯市区町村民税額の照会	事後	記載内容の見直しによるもの
令和1年6月28日	Ⅰ　関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の94の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表第一の94の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第68条	事後	記載内容の見直しによるもの
令和1年6月28日	Ⅰ　関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二第116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2	番号法第19条第7号及び別表第二の116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第59条の2	事後	記載内容の見直しによるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 いつ時点の計数か	平成30年6月1日　時点	令和1年6月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和2年1月6日	評価書名	子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付の支給認定事務　基礎項目評価書	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務　基礎項目評価書	事後	法令の改正に伴う事務の追加によるもの
令和2年1月6日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	岩国市は、子どものための教育・保育給付の支給認定事務における特定個人情報フィルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	岩国市は、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	法令の改正に伴う事務の追加によるもの
令和2年1月6日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付の支給認定事務	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	事後	法令の改正に伴う事務の追加によるもの
令和2年1月6日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき就学前児童の教育・保育給付の支給に必要な認定を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する予定 ①認定時の世帯状況・世帯市区町村民税額の確認 ②認定時の世帯状況・世帯市区町村民税額の照会	・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき教育・保育給付又は施設等利用給付の支給に必要な認定を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する予定 ①認定時の世帯状況・世帯市区町村民税額の確認 ②認定後の世帯状況・世帯市区町村民税額の照会 ③副食費の免除対象者決定事務 ④施設等利用給付に関する事務	事後	法令の改正に伴う事務の追加によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月6日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつの時点の計数か	令和1年6月1日　時点	令和1年10月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和2年1月6日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年6月1日　時点	令和1年10月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和3年1月6日	Ⅰ　関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二の116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第59条の2	番号法第19条第7号及び別表第二の116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第59条の2の2	事後	法令の改正によるもの
令和3年1月6日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつの時点の計数か	令和1年10月1日　時点	令和2年10月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和3年1月6日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年10月1日　時点	令和2年10月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和2年10月1日　時点	令和3年6月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和3年9月1日	Ⅰ　関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二の116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第59条の2の2	番号法第19条第8号及び別表第二の116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第59条の2の2	事後	番号法改正による変更
令和4年7月29日	Ⅱしきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和3年6月1日　時点	令和4年6月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月28日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	岩国市健康福祉部こども支援課 こども支援課長	岩国市福祉部保育幼稚園課 保育幼稚園課長	事後	組織見直しによる変更
令和5年7月28日	Ⅰ　関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒740-8585　山口県岩国市今津町一丁目14番51号 岩国市 健康福祉部 こども支援課 TEL:0827-29-5075	〒740-8585　山口県岩国市今津町一丁目14番51号 岩国市 福祉部 保育幼稚園課 TEL:0827-29-5077	事後	組織見直しによる変更
令和5年7月28日	Ⅱ　しきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和4年6月1日　時点	令和5年6月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和6年12月26日	Ⅰ　関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表第一の94の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第68条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表127の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第68条	事後	番号法改正による変更
令和6年12月26日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠根拠	番号法第19条第8号及び別表第二の116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第59条の2の2	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表116の項	事後	番号法改正による変更
令和6年12月26日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年6月1日　時点	令和6年10月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和6年12月26日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年6月1日　時点	令和6年10月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月26日	Ⅳ　リスク対策 8．人手を介在させる作業		十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行っている。。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。	事後	様式の変更によるもの
令和6年12月26日	Ⅳ　リスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策		8）特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 十分である 漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。 また、特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底し、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 その他、不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行うことや、特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存することを徹底する運用としている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式の変更によるもの
令和7年6月27日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつの時点の計数か	令和6年10月1日　時点	令和7年6月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月27日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年10月1日　時点	令和7年6月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和8年10月9日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき教育・保育給付又は施設等利用給付の支給に必要な認定を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する予定 ①認定時の世帯状況・世帯市区町村民税額の確認 ②認定後の世帯状況・世帯市区町村民税額の照会 ③副食費の免除対象者決定事務 ④施設等利用給付に関する事務	・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき教育・保育給付又は施設等利用給付の支給に必要な認定を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①認定時の世帯状況・世帯市区町村民税額の確認 ②認定後の世帯状況・世帯市区町村民税額の照会 ③副食費の免除対象者決定事務 ④施設等利用給付に関する事務 なお、支給認定の申請及び保育施設等の利用の申込みの受理については、窓口及び郵送による受付のほか、サービス検索・電子申請機能を利用し、オンラインで書類の受入を行う。	事後	記載内容の見直しによるもの
令和8年10月9日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	保健福祉総合システム、住記・税システム	保健福祉総合システム、住記・税システム、 サービス検索・電子申請機能	事後	記載内容の見直しによるもの
令和8年10月9日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつの時点の計数か	令和7年6月1日　時点	令和8年9月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和8年10月9日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつの時点の計数か	令和7年6月1日　時点	令和8年9月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月9日	Ⅳ　リスク対策 8．人手を介在させる作業 判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行っている。。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、次の留意事項を厳守している。 ・本人からのマイナンバー取得の徹底（電子申請においては電子署名による本人確認を行う。） ・住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行う。 ・必ず複数人での確認を行う。 人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。	事後	記載内容の見直しによるもの
令和8年10月9日	Ⅳ　リスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。 また、特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底し、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 その他、不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行うことや、特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存することを徹底する運用としている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	・漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底し、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 ・LGWAN端末に一時的に保存した電子申請データは業務終了後完全消去する。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行うことや、特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存することを徹底する運用としている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	記載内容の見直しによるもの